

損害防止事業

年	主な制度改正・災害等
昭和24年	動力噴霧機等の購入助成開始
昭和25年	植物防疫法公布、病虫害防除所発足
昭和27年 ～28年	動力噴霧作業競技会を開催
昭和35年	航空防除開始 散布面積2037 ^{ヘクタール}
昭和38年	NOSAI新潟が大型防除機設置 25台
〃	水稻病虫害事故除外制度の導入
昭和41年	高性能防除機具の組合等購入補助開始
昭和45年	家畜の畜舎消毒が試験的に開始
昭和51年	水稻病虫害損害防止給付方式の導入
昭和56年	畑作物病虫害防除事業補助開始
昭和59年	病虫害地域予察強化事業の開始
平成 4年	無人ヘリコプター防除開始
平成 6年	家畜検診車導入、巡回検診開始
平成 8年	施設園芸土壌の土壌分析開始
平成16年	農薬取締法の改正（無登録農薬の使用禁止、農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止、罰則の強化などが定められた）
平成17年	コシヒカリBLの県下一斉導入（いもち病抵抗品種）
平成18年	ポジティブリスト制度導入（作物ごとに使用、残留を認める農薬の基準が整備された）
平成27年	航空法一部改正（無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行方法等、基本的な飛行ルールが定められた）
令和元年	空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の廃止 農薬の空中散布に係る安全ガイドライン及び登録代行機関の登録等実施要領の制定 無人航空機飛行マニュアルに空中散布に対応した内容の追加